

会議の経過

開議 午前 10時00分

令和4年12月9日（第2日目）

議長（高橋拓生君）

ただいまから令和4年平泉町議会定例会12月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議長（高橋拓生君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、通告順に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言を願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭にお願いいたします。

通告5番、阿部圭二議員、登壇、質問願います。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

通告5番、阿部圭二です。

2日目になりましたけれども、一般質問のほう、させていただきます。簡潔にやりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告が2点、質問事項は2点あります。その1点は国民健康保険税の引き下げについてです。もう1点は補聴器購入の補助についてです。

1点目の国民健康保険税の引き下げについては、2点あります。1点目、まだまだ続くコロナ禍で、事業者や農家は物価高騰やガソリンの値上げで苦しんでいる。国民健康保険税は協会けんぽと比べて、収入に対しての負担が多いと言われる。国民健康保険税の引下げは、直接収入の少ない町民に対して支援ができると考えるが、引下げの考えはないか。

もう1点、令和4年4月より子供の均等割保険税を公費負担により軽減する施策が行われているが、収入の少ない子供のいる国保世帯への支援として、町独自で国民の子ども割減免の実施を

考えるべきではないか、考えを伺います。

そして、質問事項の2点目の補聴器購入についてでありますけれども、補聴器購入の補助を多くの市町村が行なってきている。平泉町でも補聴器購入に対する補助制度をつくるべきだが、考えを伺います。

どうぞよろしくお願ひします。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、国民健康保険税の引き下げについてのご質問がありました。新型コロナウイルス感染症の拡大により収入の減少や急激な物価高騰が低所得者世帯をはじめ町民の生活に大きく影響を及ぼしているものと危惧しているところであります。そこで、国保世帯に関しましては、主たる生計維持者の収入が前年度より3割以上減少する見込みである場合、一定の要件を満たし、かつ申請書を提出していただくことにより、2割から10割の国保税の減免を実施しているところであります。

減免実績につきましては、さきの議会9月会議においても答弁させていただいておりますが、令和2年度は33件で376万8,400円、令和3年度においては10件で119万9,900円되었습니다。

一方、現在の国保運営においては、被保険者数が年々減少しているにもかかわらず、令和元年度以降続く医療費の増加や税収よりも高い国保事業費納付金の状態が続いている不足分については繰越金や他の補助金等で補っているところであります。今後も、このような傾向から歳入が減少していくものと思われ、歳入確保のために財政調整基金から繰入れをしていかなければならぬものと考えております。

また、今後の県内保険税水準の統一に向け、現在協議しております賦課方式の変更に伴い、納付金の増加などが予想されているところであります。現在も続くコロナ禍などの影響により、町民の生活が一段と厳しい状況であることは十分に理解しているところでありますが、国保運営の財政面においても、このように今後、歳出超過傾向が予想されることから、現段階においては国保税の引下げについては難しいものと考えております。今後の国の社会保障制度の在り方にも注視し、県の動向も踏まえながら慎重に検討を進めてまいります。

次に、収入の少ない子供のいる国保世帯への支援として、町独自で子ども割減免の実施についてのご質問がありました。

国民健康保険制度の保険税は、被保険者の保険税負担能力に応じて賦課される応能分の所得割・資産割と、等しく被保険者に賦課される応益分の均等割・平等割から構成されており、これらに対する課税総額の割合は地方税法で定められております。その上で、低所得者世帯に対しましては、応益保険税の軽減措置として7割、5割、2割の軽減が講じられているところであります。「均等割」につきましては、世帯当たりの加入者の人数に応じて均等に負担する金額を指し、所得の多少に関わらず均等に負担するものであります。そこで、議員ご承知のとおり、国では全

世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部が改正され、令和4年4月より、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取り組みとして、国保制度における子供の均等割保険税の減額措置が導入されたところであります。

具体には、未就学児に係る均等割保険税の5割を国が2分の1、県・市町村が4分の1ずつ公費負担により軽減するものであります。また、先ほど申し上げましたが、低所得者世帯に対しましては7割、5割、2割の法定軽減後に均等割部分について5割軽減が図られるものであります。そこで、町独自の子ども割減免の実施に関しては、国保税は医療費をはじめ国保制度を支えるための主要な財源であり、公平性を欠くことなく負担すべきものであることから、軽減措置については慎重に対応すべきものと認識しており、また、個別の市町村が財政負担を行いながら導入するものではなく、全国どこの地域においても同等な水準で子育て世代の負担軽減が行われるべきものと考えていることから、国の「全世代対応型の社会保障制度」における今後のさらなる拡充について国の動向を注視してまいります。

なお、子育て世帯への経済的支援の観点においては、当町では高校生等までの子ども医療費助成事業や子育て世帯臨時特別支援金事業などへの支援金上乗せによる子育て世帯への経済的負担の軽減などを図っているところであります。

次に、補聴器購入に対する補助制度についてのご質問がありました。

補聴器の購入補助につきましては、議員から令和2年3月会議、令和3年3月会議及び令和3年12月会議において同様の趣旨のご質問をいただき、答弁いたしているところでございますので、一部重複となりますことをご了承願います。

平泉町における補聴器購入の補助については、身体障がい者手帳の交付を受けている方が対象となり、直近の実績といたしましては、令和3年度4件、本年度は11月時点で2件の補助を行っております。高齢により難聴、いわゆる加齢性難聴でも、原因や程度によっては身体障がい者手帳の交付対象となる方もいるため、まずは購入前に病院や保健センターでご相談していただければと思います。

一方、加齢に伴う身体機能の低下や視力、聴力の低下は、高齢化社会を迎えた現代においては、町としても社会的インフラも含め今後検討していく必要があると認識しておりますが、現行の福祉制度や介護保険制度による相談体制の充実を図りながら、住民の不安解消に努めていきたいと考えております。

全国的に補聴器の公的支援を国に求める意見書が採択されていることから、町といたしましても、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

それでは、通告に応じて再質問を幾つかさせていただきたいと思います。

先日、商工会のほうから、コロナ禍でのアンケートの報告というのをいただいたのですけれども、これはコロナ禍のアンケートなのでありますけれども、その中でも健康保険税は大変だというような数字が上がっているのです。これを見ていただいても分かるのかなと思うのですけれども、建築組合でも先日聞いたのですけれども、やはり中建国保という国保に入っているわけですけれども、やはり健康保険税が大変なので、幾らかでも安い中建のほうに入っているのだというようなことを言っておられるのですけれども、だからこそ、私の選挙のときもアンケートをやつたのですが、そのときもそうだったのです。どこにいてもこの健康保険税というのがどうしても高いというのが出てくるということも含めて、やはり少しでも、ちょっとでも余裕があるなら多少でも下げるべきではないかと思うのですが、その辺はどのように考えておりますでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

ただいまの質問に対してですが、国民健康保険税がいわゆる協会健康保険税等よりも負担割合がなぜ高いかというようなご質問かと思います。

国民健康保険と社会保険では、保険制度について幾つかの違いがあります。それは、議員ご承知のことと思いますが、国民健康保険におきましては、扶養という考え方ではなく、その世帯に加入する人数に対して保険税が計算されているものではございます。これに対して、社会保険では、配偶者や子供だけではなく所得が少ない同一生計家族などを扶養家族として健康保険に加入させているところでございます。

次に、国民健康保険税の算出方法では、加入者所得、資産の状況と人数、世帯を基本に算出されます。それは、先ほど町長が答弁したとおりでございます。一方、社会保険の保険料算出は、収入や年齢などによって異なりますが、基本的には標準報酬月額に保険料率を掛けて算出された保険料となり、事業主が保健料の半分を負担するというのが特徴になっております。このような保険制度であることから、国民健康保険の保険税は社会保険の保険料より負担率が高くなっているところでありますが、一方では、公費負担においては協会けんぽなどよりも高く、給付費等の50%のほか、保険者支援制度や保健料軽減制度、さらには、本日ご質問にもありますが、子供に係る国民健康保険料等の均等割の軽減措置による保険税の軽減が図られているというような状況になっております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かに、国民健康保険、高いというのは皆さん感じているところだと思いますし、制度的にも大体分かっているのですけれども、もともとですけれども、国保税をこんなに高くした最大の原因というのは国の予算の削減であったと思うのです。これは平泉町が高くしているわけでもなんでもなく、そこが問題だということをまず言っておきたいなと思うのです。

これは、1980年、大分前なのですけれども、医療費の45%としていた定率国保負担金を給付率の、医療費でなくて給付費の50%に変える法定改定を行ったのです。その45から50になったと、何か一見増えているような形がするのですけれども、国保ではかかった医療費の3割が窓口で7割が保険給付となっているので、給付費の50%は医療費全体で見ると7割の50%になるので、約35%になります。ただ、入院や手術など高額療養費が入るので7割以上にはなるのですけれども、実際の給付掛ける50%は大体医療費の38.5となります。つまり、法定の国保負担を給付費の50%に書き変えるだけで、医療費への国の国庫負担を45から38.5へと削減したのであります。

この当時から、大体支払いができなくなつたという方が急増したというのも多分背景にあると思います。これを皮切りにどんどん事務費や保険軽減措置などに対する国保補助を次々と軽減、廃止したりして、都道府県調整交付金に移し替えて肩代わりさせました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出の割合は84年度の50%から現在では24.7%、これは2009年ですけれども、半減しております。さらに減ったということなのです。結構、町民の方で誤解されている方がいて、私も言われたのですけれども、国保の基金がありますけれども、基金がいっぱいあれば健康保険税が安くなるのではないかというふうな誤解を持っている方がいるのだけれども、そういうことはあるのでしょうか。お聞きします。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

基金の額が多いと健康保険税は安くなるのかというふうなことについての関係はございません。ただ、確かに保険税につきましては目的税でございますので、ためていくものではないというふうには認識しております。

現在のところ、平泉町の保険税の関係でございますが、1人当たりというふうな話で若干させていただきますが、県の調べで、平成30年度以降なのですが、平成30年度、それから令和元年度におきましては、県下の中でも1人当たりの保険税は一番安いという状況でございます。ただ、近年におきましては、やはり医療費などもかかってございますので、そういった部分で、費用保障の問題もございますが、保険税につきましては、それでも県下の中では低い状況にあるというところでございます。

一方、歳入歳出で見ていった場合に、保険税の徴収と、それから平成30年度以降、財政主体が県に移ってからの納付金の差は、年々その差は広がってきております。基本的には、保険税で納付金を賄うというような状況にはなっておりません。つい最近におきましては、近年におきましては、その差が5,000万、4,000万という開きになっております。この傾向は今後ますます広がっていくものというふうに考えられております。

一方、国ほうでも、新聞等で報道されているように、保険者の努力支援と、つまり、これはそれぞれの市町村が健康で病院とかにかからないように様々な健康づくりをしていく、そういう部分について支援していくものですが、この金額も今後削減していくという状況になっております。ですので、そういう国支援もこれからなかなか歳入として見込めなくなってくる

ことを考えれば、いずれこの基金につきましても取崩しを行なながら、皆さんの保険税をなるべく上げないような状況を踏まえながら、検討しながらやっていくというようなことを考えておりますので、一概に基金があると保険税が安くなるというようなものではないということをご理解いただきたいなと思います。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

丁寧な説明、ありがとうございます。

ただ、いずれにしても高いというのはそのとおりで、基金に余裕があるなら下げる私はずるのでありますけれども、今回、成果報告書によると、前回の基金よりも大体270%ぐらいアップしているのです、基金自体が。そういうことで言うと、私は、今までそんなに増えたことがなくて、増減も大体50前後で上がったり下がったりしていたのですが、あまりにも増えているのではないかと。何か要因があったのでしょうかけれども、それにしても、それだけあるなら、少しでも苦しい方多いですから、還元すべきではないかと思うのです。これは、県の資料でも大体3割ぐらいあったのですが、そういう部分でも、県下でも大体2番目に高い率だったのです。そういうのを見ても、いかに、ほかよりもちょっと持っているぞというのだったら、少し、若干でも、本当に1万でも2万でも下げてほしいというのは町民の願いだと思うのですが、どうでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まずは、基金に関しまして、関連するお話をさせていただきますが、本来、県が先ほど国保のほうの財政運営主体というお話をさせていただきました。それで、現在、納付金につきまして、実は α という数字がございまして、これにつきましては、医療費の平準化を図るために、県内で医療費の部分のかかる分を含めて調整がされている。それが $\alpha = 1$ という数字になっております。それを踏まえたときに、平泉町のほうでは、医療費に関して1人当たりの部分が非常に低いと。つまり、皆さん、なかなか病院にかからないよう努力されているというふうな結果が反映されて、県内でそういった部分の成果に対して調整されている分が分かります。それは、平泉町は、現在下から2番目ということで、非常に医療費がかかっていないまち、そういった部分が今回の納付金に対しての算定根拠になっております。

ですので、それを $\alpha = 1$ とした場合と、今後国が進めている医療費に対して全国どこに行っても所得と世帯人数が同じであれば同じ保険料を支払いましょうという方向で今、統一の方向に向かっていますが、そのような計算をしていくと、平泉町の今の納付金がもう何千万と、2,000万、3,000万と急に上がる状況になります、そういう改正がされれば。でも、国はそのような方向に一刻も早くやれという状況を踏まえていますので、一概にそのような状況を今後踏まえていくと、基金が今、2億200万ありますが、これが非常に多いというよりも、今後段階的にこの基金を取

り崩していかなければいけないというふうに考えていることから、やはり状況を踏まえながら、ため込んでいるということではなくて、その状況を踏まえながら、今後皆さんに負担をかけないような方向で基金の活用を図っていきたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かに分かるのですけれども、統一料金になるのはまだ、同僚議員も前回の部分で質問していましたが、しばらくならないような形というのも見えていましたし、全国では、40ぐらいの都道府県ではまだ保留になっている形というのは見えていましたので、一概にすぐにこうなっていくというような形には見えないのですけれども、そこら辺も踏まえながらちょっと考えていくべきではないかなと思います。農家の方に少しお金が入って、苦しいコロナ禍の状況の中で商売をやっている人とか、そういう方にも、国から100万とかもらった方々もいたらしいのですけれども、そういう方々も含めて、少し収入が上がったのかなと思いながらも考えていました。あと、今度は長島地域で地役権ですか、あの関係でも多分来年はまたちょっと増える可能性というのがあるのかなと思うのです。そういう部分も含めて、若干でも返していくというのはいい手かなと思うのですが、そこら辺も考えていただければと思います。

質問を変えていきたいなと思うのですけれども、今、国保世帯の収入というのですか、世帯収入というのはどれぐらいあるのでしょうか。お聞きします。

議 長（高橋拓生君）

小原税務課長。

税務課長（小原真弓君）

1世帯当たりの平均所得の関係でございますけれども、令和3年度は、1,000円単位で申し上げますと、81万1,000円、前年度より6万3,000円の減となっております。また、令和4年度は77万2,000円、前年度より3万8,000円の減となっております。

こちらのほうの減額についてですけれども、令和3年度は、令和2年中の所得を賦課の対象といたしますので、コロナの影響があって減になったということになりますし、令和4年度は地役権により軽減が外れた世帯が何世帯かございましたけれども、持続化給付金などの給付金がなかったということで、こちらとしても減額ということになっている状況です。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

本当に丁寧な説明、ありがとうございます。大体80万前後というか、ちょっと減る場合もあるので、70万円台になる可能性もありますけれども、その金額だと。

では、健康保険税の1世帯の平均額というのですか、幾らなのか、お聞きしたいなと思います。

議 長（高橋拓生君）

小原税務課長。

税務課長（小原真弓君）

令和3年度の主要施策成果報告書のほうで申し上げますと、医療費分だけになりますけれども、令和3年度は1世帯当たりの健康保険税は8万9,127円でございます。令和4年度につきまして、こちらのほう、現時点での試算をしましたところ、7万9,213円ということで、令和3年度から令和4年度にかけて、国民健康保険税については9,914円程度の減額になっております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

この8万なり7万円というのは、1世帯当たり、年間ですか。我々よく払っているのは、何十万と払っているのですけれども、あの金額というのは何が含まれるとなるのですか。

議長（高橋拓生君）

小原税務課長。

税務課長（小原真弓君）

ただいま申し上げました1世帯当たりの国民健康保険税でございますけれども、医療費分のみ世帯で算定しております、あとはそのほかに介護保険分、あとは後期高齢者分というものが含まれておりますので、それは年齢によって賦課される方が違いますので、そこについては、1世帯当たりというところには算定しておりませんでしたので、個人によってはその部分が含まれて納付の通知が行くということになります。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

大体、いろいろプラスされると何十万という金額になるのですけれども、我が家でいけば大体30万、40万となるのですけれども、これでいくと、80万円のうちの大体、これは年間所得なのですけれども、3分の1なり4割という多分金額が健康保険税で消えるのではないかと思うのです。

これというのはとても大きいことで、それが苦しいがためにパートをやったりとか、いろんな農業収入も併せて、所得に入らない収入みたいなのも含まれてやってきているのではないかと思うのです。健康保険に加入している人たち、今、収入が少ないというのは多分分かったと思うのですけれども、加入している人たちというのはどういう人たちなのかなということを考えないといけないかなと思ったのです。自営とか、農業や漁業をやっている方々、そういう方々が主かなと思っていたのですけれども、そうではなくて、健康保険に入っている方々というのは、大体、年金の生活をしている人も含まれ、無職それで被用者の方も含まれているのです。これというのは、収入がほとんどない方々なのですよ。その人たちも含まれて、そしてさらに私がネットから資料をもらったやつでは、大体2割ぐらいの方々しか農林水産業、自営業では、2016年ですけれども、含まれていないと。そして、大体8割ぐらいの方々は被用者なり無職の方がほとんどであると。これを見ても、収入が本当にないというのが分かると思うのです。その中で、本当に1万、

2万の金が月にあるとないでは物すごい違いになるのではないかなと思うのです。少しでも余裕があるのなら下げるべきではないかなと思うのです。

そこで、被用者って、もしかしたら分からぬ可能性もあるので、被用者が何か説明していただければいいかなと思います。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

被用者につきましては、雇用主から雇われている方々でございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

簡単、単純であるといえば単純なのですけれども、非正規労働者などの方々が被用者であると、そういう部分ではかなり不安定な職であるというようなことなのです。そういう部分も含めて下げるべきではないかなと思うのですが、どのように考えますでしょうか。いかに少ないかが分かったと思うのですが、どうですか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

国民健康保険に加入されている方の大半は、議員のおっしゃったとおりの方々がほとんどかと思います。それは、特にも、今現在は定年延長などもございますが、過去には60歳定年を迎えると、ほぼほとんどの方が国民健康保険に移行されます。75歳以上につきましては後期高齢保険制度のほうに加入されますが、そういった方々で、収入がほとんどない方々、いわゆる先ほどご質問にもありました、無職者、年金生活の方々が国民健康保険の加入者ということになります。

一方で、自営業の方々はもちろんのこと、働いている方々で、その方々が健康上なかなか仕事を続けられないというようなことで、会社を辞められて退職された方々も新たに多分会社のほうを退職されるので、当然保険の制度は皆保険なので、皆さんのが保険に加入することができますので、国民健康保険にかかる。そういう場合に、そういった方々、いわゆる収入がほとんどない方々が国民健康保険の加入者の大半であるというふうな話はそのとおりでございます。ですので、そういった部分であります、あくまでも医療費につきましては、それではかかるわけではございませんので当然かかる。その差異というのが相当出てきているので、この考え方についてはもともと国の、先ほど来話していますが、全世代型社会保障というものが大きな課題になっていると思いますので、単純に市町村が保険料をどうこうというふうなことよりも、そういった安定した制度をこれからやっぱり国のほうに、知事会なり町村会なりで、そういうふうな方向で進めていくべきものではないかなと考えております。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かに、国のはうにもっと金出せという部分とそういう制度をつくっていくという部分が、もっとそういう声も上げていっていただきたいと思いますし、平泉町でどうこうできるって、本当に部分ではないと思うのです。ただ、言えることは、大体、さっきの金額も70万円、80万円の方々ですよ、その中の大体2割、3割の金は消えてしまうんです。そして、医者にかかればまたそこで消えるのです。そうすると、半分ぐらいの金はなくなって、それ以外の金で生活しようとすると、本当に1月の1万円、2万円というのはとても大きい金額になるのだと、そのことを理解していただいて、ちょっとでも余裕があるなら少しでも減額をしていくというのは、苦しい方々に対しても、福祉や、そして、今回、子ども割についても言っていましたが、少しでも子ども割の部分、幾らか基金があるなら、その部分を利用して、子供への部分も少しでも、福祉に温かい平泉町でありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問にいきたいと思います。

補聴器についてでありますけれども、耳の聞こえの悪い方々に対して何か講習会だか学習会だか、そういうのを開いたというのを聞いたのですが、その話で補聴器の話も出たのかなと思うのですが、ぜひお聞かせ願えればと思います。

議 長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

保健センターのはうで、講習会の一つのテーマといたしまして、「老人性難聴の理解と対応方法について」という内容で講話をいただいたところです。こちらにつきましては、昨年の10月6日のときにいきいき百歳サポーター養成講座の中で行わせていただきました。

まず、講師といたしましては、言語聴覚士の方をお願いして講話を開いたところであります、難聴の理解促進のためにというお話をしたり、あとは加齢性難聴と認知症の関係、そして難聴の理解と対応方法というような内容でお話をさせていただきました。難聴というか、耳が聞こえにくくなると、やはり人との会話だったり、なかなか聞こえにくくて、聞いたこととお話しすることの行き違いがあったりとかというようなこともあるというようなお話をもいただいております。

この講話の中では、特に補聴器というものを特段特化してお勧めしたりとか、その使い方についての内容等ではございませんが、補聴器にも様々な種類があつたり、あとは使い方についてもきっちり理解をしながら使っていただくことが必要だというような内容だったようです。

最後には、ご自身で聞こえのチェックの自己評価表というようなものも参加者の方々に行っていただいたみたいで、そういうものをチェックしながら自分の聞こえの状態を把握したという内容です。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

補聴器の話はメインではなかったみたいですが、やはり耳の聞こえの悪い方というのはかなりいると思います。

以前質問したときに話したのですが、各行政区の、区長全員とはいかなかったのですが、聞いたときに、区当たり10人程度はいるだろうという話を私は聞いたときに、ということは大体200人は最低でもいるのだと、町内に。そのうち、補聴器かなんかをもらっている方もあるれば、買えない方もあるというような状況なのでしょうし、軽い方もあればひどい方もあるということはお聞きしているのです。そういう意味でもかなりの数になるということは確かだと思います。

最近、テレビを見ていたときにふっと出てきたのですけれども、認知症は改善するのだという話を聞いたときに、え、と思ってテレビを見たのですが、軽度の前の前段階と言っていましたけれども、復帰できるという研究が出たというようなことを聞いて、そのときに、対応が難しいらしいのですけれども、できるだけ人と接したりとか、話をしたりとか、表に出ていくことがとても重要だということを聞いているのです。この部分からいくと、耳の聞こえがちょっと悪くなつた方、それこそが認知症の前段であると。そして、その認知症というのは、自覚も含め、他人から見てちょっとおかしくなってきたぞと思った段階で、今やらなくちゃ復帰できないぞというそのときを逃さずにやる必要があるということをテレビで見たのですけれども、だからこそ補聴器の補助というのは必要になるのだと思うですが、どうでしょうか。その辺を聞いたらやる気にならないでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

認知症予防のために、やはり早期からの関わりや人との交流、あとは人との活動とかそういうものに参加をしていただきながら、高齢者が生き生きとした暮らしができるようにということで保健センターのほうでも様々な介護予防事業や地域でのふれあいサロンなどでの事業を行っています。

確かに、誰から見ても、これは変だなと思うような認知症になるまでは、本当に3年から7年くらいかかると言われております。その前に、早めに発見して対応していくことが大事だというふうに言われております。そのためにも、ふだんから生活習慣病の予防や規則正しい生活などのそういう健康に注意をしていただいたら、それから、認知症の発症の要因として難聴というのも含まれておるようありますので、そういう聞こえで、ご自分で変だなというような認識といいますか、自分で気づいてくるようであれば、まずはやはりかかりつけの先生や保健センターのほうにご相談をいただいて、そして補聴器が本当に必要なのか、生活の中で改善していくものなのか、そういうところを相談していただきながら対応していかなければよろしいのかなというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

本当に、百歳体操なり、みんなで買物にお出かけなりというようなことをできるだけしていただけるような環境というのはとても必要だと思います。

今、補聴器の補助の市町村というのがもう大幅に増えて、前年が大体三十幾つぐらいだったのですけれども、4倍ほどになって、114市町村と言っていましたか、それぐらいまで増えてきていると。特に、新潟県では9割ぐらいの市町村で補助金を出すというような形になってきている。岩手県では4市町村で1つ増えましたが、まだまだ県内は少ないが、そういう形になってきていると。この背景というのは、やっぱりみんな困っているというのは確かにあると思うのです。それでもなかなか出せない我々市町村側というか、ぜひ私は出してほしいなと思うのですけれども、ぜひそのことを訴えてというか。

そこで、何か去年聞いたときには、今年中に何か認知症との因果関係というのが何か分かるようなことというのは聞いてあったのですが、その辺どうなったのかなと思っていたのですが、どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

昨年ご質問いただいた最後に、国のはうでも研究等をされているということで、今年度中にはその内容が出るのではないかというようなお話をさせていただきました。私のはうでも確認等をしたところではございますが、国として、厚生労働省といたしましての公表というようなものをちょっと私も見つけられなかったのですけれども、しかしながら、大学や国立長寿医療研究センターでも研究内容については、論文といいますか、記事といたしまして確認をしているところではございますが、公表というような形では把握できていないところがありました。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

私も、ここに立つに当たって少しひも解いてみたのですが、やっぱりないなと思いつつ、まだ遅れているのでしょうか、因果関係のはうは難しいのかなと思います。

今、各市町村で補助金を出していると言っていましたが、補助金の額も増えまして、今では10万ぐらいはもう当たり前の金額になって、そして2度も3度も出せるというような環境になっています。5年ほどぐらいしかもたない補聴器なので、ぜひそういう形に平泉町もやっていただければと。平泉町の方々が健康で長生きできるというのはとてもいいことだと思いますので、ぜひ検討していただくということをお願いしまして、私の質問は終わりといたします。

議長（高橋拓生君）

これで、阿部圭二議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時58分

議 長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告6番、高橋伸二議員、登壇質問願います。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

12月会議における一般質問について、まず、質問の趣旨を述べたいというふうに思います。

これまで、本町では、アナログ電波形式による防災無線システムが運用されてまいりました。昨今、防災行政無線における戸別受信機の整備がより強く求められている背景には、平成26年に発生しました広島市における土砂災害、翌年27年の常総市の大水害、さらに28年の糸魚川市の大規模火災など、近年の災害を踏まえた対応として防災行政無線の整備促進が顕著になってきています。言うまでもなく、防災行政無線は、災害時の地域住民への情報伝達手段として大きな役割を担っています。特にも、高齢者など防災情報が届きにくい方々、よりきめ細かく防災情報を行き渡らせるためには、住居内の戸別受信機が有効と考えられることから、その普及促進を図ることが重要となっていると言われております。

このような状況を踏まえて、総務省及び消防庁では、防災行政無線などの戸別受信機の普及促進に関する研究会を開催しています。そして、全国の1,741市町村を対象に調査を実施いたしました。その調査結果報告書では、市町村における戸別受信機の配備先として、各世帯への整備にとどまらず、自力避難が困難な方々の利用する保育園、幼稚園、社会福祉施設や不特定多数の方々が出入りをするマーケットなどの商業施設の施設管理者への情報伝達手段として個別受信機の整備が求められていると述べ、特にも集落が離れている場合は、屋外拡声子局の設置よりも戸別受信機を全戸に配布したほうが費用対効果が高いと、このように考えられるという報告書を取りまとめているわけであります。

本町においても、現在、防災行政無線システムの更新工事のさなかであり、新しい戸別受信機の配布と設置が進められておりますが、受信障害も発生している中で、災害時にとどまらない地域住民への情報伝達手段として、受信障害などの生じることのない確固たる設備への更新を期すことが命題となっていると言えます。

こうしたことから、質問は、1つはデジタルに対応した戸別受信機配布に伴う受信障害の現状について、2つ目はデジタル化移行による受信障害を解消する対策について、3つ目は町民の命と財産を守る地域防災体制の充実と防災行政無線を介した情報提供の在り方について町長に伺うものであります。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

平泉町防災行政無線デジタル化更新工事についてのご質問であります。

初めに、デジタル化に対応した戸別受信機の配布に伴う受信障害の状況についてですが、まず、現在の配布状況から申し上げます。12月2日の時点での数字になりますが、配布希望戸数が1,780件に対して受信機配布数が1,474件で、希望者の約83%に配布が完了しております。このうち、受信不良報告数が183件ありましたが、172件が解消しており、現在、残り11件について対応を行っているところであります。受信不良の解消に当たっては、戸別受信機の機器自体を交換したもの、住宅内における設置場所を変更したもの、そして、最も多いものが外部アンテナを設置したことにより解消したものでございます。

今回の受信不良については、主に14区、15区を中心に発生しております。従来のアナログ無線の中継局が役場に設置されていたものに対して、デジタル無線の中継局が西行桜の森に設置されており、電波の発信元が異なっております。西行桜の森から電波を発信した場合、14区、15区が山陰になってしまい、電波が干渉して受信不良になっていることが一番の原因でございます。町では、令和2年度にデジタル化に伴う伝搬調査業務を業者に委託し、その調査結果に基づき今回のデジタル化の計画を立て、戸別受信機の配布に至ったところでありますが、調査結果と現状が大きく乖離しており、結果として外部アンテナ工事を必要とする世帯が多くなっていることが課題となっています。

次に、デジタル化移行による受信障害を解消する対策についてですが、不感地帯においては外部アンテナの設置による対応を行っているところであります。しかしながら、季節によっても電波の進み方に変化が生じる可能性があり、受信状況に影響が生じるおそれがあることから、当面の間、アナログ電波を廃止せず、デジタルと併用することで現在調整しております。また、現在は西行桜の森にのみデジタル中継局を設置しているところですが、新たなデジタル中継局の設置が必要かどうかについて、委託業者と引き続き検討してまいります。

次に、町民の生命・財産を守る地域防災体制の充実と防災行政無線などを介した情報提供の在り方についてですが、これまで同様、自主防災組織との連携や災害協定を締結した各企業、団体と協力しながら地域防災体制の充実を図ってまいります。現在、スマートフォンを所有される方が多くなっておりますので、そうしたスマートフォンを活用した情報発信ツールの活用などについても検討を進めているところであります。

また、戸別受信機は行政情報だけでなく、災害時に住民の命を守る重要な情報伝達手段でありますので、これまで配布を希望しない世帯についても配布を呼びかけているところであります。配布を希望する世帯で、まだ受け取っていない世帯については、電波調査を図りながら戸別受信機を直接配布することで現在業者と調整しており、多くの住民が必要な情報を入手できる体制の構築を進めてまいります。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番 (高橋伸二君)

回答いただきましたが、冒頭に、今の町長答弁には受信障害の現状認識に対する錯誤が含まれる答弁であったというふうに言わざるを得ません。私の質問の意志と真意との間に食い違いが生じていては、ここから先の議論がかみ合わないことになりますので、あえて認識を一致させてていきたいというふうに思います。

それは、どのくだりかといえば、答弁では14区、15区の受信不良の原因は電波が干渉して受信不能になっているのが一番の原因だというふうに述べられました。そもそも、電波が干渉している状態というのは、受信地点において同じ周波数を利用した電波が相互に影響を与える現象でありまして、俗に混信と言われる実態を指すものであります。今回の14区などの受信障害は、受信地点に受信を可能とする強度、電波のレベルですね、その電波が届いていないから受信できないのが原因であります。電波が届いていないのに電波が干渉するということはあり得ないのであります。

お手元にタブレットがありますから、グーグルで「電波の干渉」と検索してみてください。今私が話したことが必ず出てくると思います。つまり、そこに現状認識の違いがあるものですから、私がこれから議論しようとしているのは、その受信障害、電波が届かない現状をどう改善をしていくのだという議論をしたいのでありますから、ご理解いただけますか。

議 長 (高橋拓生君)

岩渕総務課長。

総務課長 (岩渕嘉之君)

ご指摘の表現につきましては、こちらの意図としましては、そういう受信レベルが悪いという状況、電波が届いていないというような状況を踏まえての答弁ということで考えますが、その辺の混乱といいますか、錯誤があったということであれば率直におわび申し上げたいと思います。

いずれ、おっしゃられるとおり、まだ解決していない11件を含む183件の受信不良というところが今回の一旦配布した中では起こり得たということで、その辺につきましては、受信の状況につきましては訂正させていただきたいというふうに思います。

議 長 (高橋拓生君)

高橋伸二議員。

8 番 (高橋伸二君)

おわびするということですが、別にそれを求めているのではありませんので、これから議論のかみ合うような認識を前提条件として持っていただければ、それはそれで結構でございます。

そこで、今回のデジタル化更新工事の工事請負契約が、答弁のあったような現状の中で、明年の1月31日まで更新されましたよね。延期をされましたよね。このデジタル化更新工事の契約書の31条では、検査と引渡しについての手続きが定められています。今日、議場内の皆さんに資料配付をさせていただいておりますが、この資料からも分かってもらえるように、今月の2日時点で306戸に戸別受信機がいまだに配布をされていないのです。答弁では、業者による電波調査を

兼ねて直接配布をするというふうに述べられましたが、14区を中心とする受信障害が解消されない中で、調査資料データにも書きましたけれども、想定できる新たな受信障害、これはあくまでデータ上の受信障害ですが、受信障害が発生することが想定をされます。残り2か月弱しかないわけでございますから。

そこでお伺いをするわけですが、1月31日までこの未配布の完了と受信障害の解消が終わらない場合、つまり工事が完了しない場合、さらに完成期限の契約変更を行うことになるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

現在のところ、もう既にこの残りの未配布世帯には個別に配布を行っておりますが、1月31日時点では完了の検査が行われるように、1月の中旬をめどにこの配布を完了すべく、今、対応を急いでおります。これまでに防災行政無線を利用して、配布の呼びかけ、そして公民館での交換、あるいは役場に来ていただいての受信機の配布をお願いはしておりますが、それでもなおかつこのような世帯が、まだ受け取りが行われていない状況で、お勤めいただいている方もいらっしゃると思いますので、夜間の電話あるいは休日の訪問も含めまして予定の時期に配布を終え、さらには受信の状況の改善で、希望されている全ての世帯に受信機を配布し終え、受信の状況も良好というところを確認した上でこの事業を完了するということを目指しております。もう一つは、年度内ということであれば、3月31日までではないかというようなことも考えられるわけですが、この事業につきましては、令和3年度の事業を繰り越して行っておりまして、さらには財源が、起債財源がございます。こちらにつきましても、協議が年度内に終了しなければいけませんので、それを考えますと、工程的に1月末の完了を目指すと、そういうようなところでございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

できなかった場合どうするのですかなんていう質問はしませんけれども、結局、私が心配するのは、契約条項の21条なり、あるいは契約条項の第18条、ここがどのように適用されるのかによって追加負担が生じるか生じないかという議論が出てくるわけですよ。そういう意味から言うと、今、課長が答弁をされた1月31日までには完了検査を行うようにすると、こういうことですから、そこに期待をしたいと思うのです。ただ、私は、いみじくも課長が今、答弁の中で述べられたように、未配布の家庭あるいは受信不能状態になっている11戸の家庭、こことの直接的なコンタクトがとれていないということを含めて、やっぱり大きな、町として早急に対応しなければならない課題があると思うのですよ。これは後ほどちょっと触れさせてもらいますけれども、そういう意味から言って、やっぱり人命という何物にも代え難い財産を左右しかねない、この委ねている防災行政無線のシステムでありますから、そういう意味から言っても、完璧なものをやっぱりつ

くり上げなければいけない。後ほども触れますけれども、町長が好きな言葉に「想定外のことがあってはならない」と言うけれども、これは既に想定をされていることだから、目の前に現れている課題ですから、しっかり対応しなければいけないというふうに思います。

そこで、確認の意味でお聞きをしますが、1月31日に完了検査を行うということは、成果物の引渡しをその時点で受けるということですね。そうなりますと、この工事の発注側の町として戸別受信機の受信不良が完全に解消される、もしくは受注者側からそのことが担保されない限り成果物の引渡しを受けることはできないというふうに思うのですが、いかがですか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、いろいろとご指摘がありました。確かにまだ配布していない、受信状況を確認していないということで、そういったご指摘もあろうかと思います。これにつきましては、先ほど契約状況のお話がございましたけれども、契約条項の中に、第41条に契約不適合責任というものがございまして、こちらを適用させまして、今回のこの山陰になっているというようなことでの受信不良以外にも、季節によって常緑のシーズン、今は落葉しておりますし、それから気象によるこれから雪が降るといったこともありますので、1年間通してこの受信状況が安定して、継続して行われるということを確認していきたいというふうに思います。それにつきましては、私どもの定時放送を町民の方に確認していただいて、もし不具合とか問題があれば、今回の更新に関連しまして、そういったケースにおいては対応すると。具体的に申し上げますと、アンテナでこの受信不良というものをカバーしておりますので、アンテナを補修というか調整するといったような作業、これらにつきまして受注者側にこの契約条項について今、協議を行い、そういう予定で、年間を通してモニタリングでもし問題があれば対応していただくというような方針で今、協議調整しておるところでございます。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

いわゆる41条なり、あるいはそのほかにもありましたけれども、簡単に言えば瑕疵担保条項ですよ、それが備えられているからそれを活用するということ、それはそれで結構なことなのでいいと思うのですが、今の答弁を伺いますと、町のほうから積極的に、いわゆるデジタル戸別受信機の配備をした家庭の、特に初期設置段階で受信障害が生じたところに対する点検、これをやっていくということが極めて大事なことになってくるわけです。いわゆる瑕疵担保期間というのが1年間、条件によっては2年間というふうに契約条項の中にありますけれども、ほぼ契約内容を読み解くと、1年間の瑕疵担保期間しかないわけです。双方の不作為の中で生じる瑕疵担保は。したがって、町から住民、町民に対する積極的な受信状態の点検に対する案内と懇意、これが極めて大事になってくるというふうに思うのです。

そこでお伺いするのですが、今、課長の答弁で、年間を通じたモニタリングを行っていくとい

うことを言われましたが、これは請負業者に任せるということなのか、それとも今、私が話をしたように、町民の自らの意思によって積極的にそれを行うより、町が懇意しょうようしていくことなのでしょうか。どちらですか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今回、不測の事態といいますか、こういう事態を招いたこと自体、まず町民の皆様には申し訳なく思っております。それで、特に受信不良で、アンテナ工事とか、1回配布したのに受信ができないなくて、事業者の方に問合せをしていただいたり、いろいろ負担をおかけしたことまずはそういう対象の方におわびを申し上げながら、こちらから改めてその方に受信状況を、年間を通じて安定的に受信ができるかどうかを確認していただくようご協力をお願いしたいというふうに考えております。

現段階では、まだすっかり総数が固まっておりませんが、その意図はきちんと町民の皆様にお伝えした上で、モニタリングということですので、町と町民の方と一緒にに行っていきたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

そこは本当にしっかりと対応していかないと、やっぱり、日中うちの中にどなたもいない時間帯で、例えばチャイムが鳴るのが7時、10時、12時、3時、5時、あと、コロナの予防接種があるときは夜の8時ですか、それを聞き逃せば、本当に電波が受信できているかどうかというのは分からぬわけですよ。ぜひそういった、かゆいところに手が届くといいますか、ことを含めて、その時間帯の点検が必要なのですよということも町としてやっぱりしっかりと紹介をしながら懇意していくということに努めていただきたいというふうに思います。

それで、先ほど、課長の答弁で、契約書の41条にいわゆる瑕疵担保があるということでお話がありました、同じように、契約書の52条には契約不適合責任期間に対する考え方方が書いてあるわけです。これも瑕疵担保について述べているところなのですが、皆さんご承知のように、電波の伝搬というのは、太陽の活動に大きく影響される、いわゆる太陽フレア、コロナの活動が活発になればなるほど、地球上の50キロから500キロと言われるところに何層かにわたってある電離層、この電離層の活動が活発になって本来届く電波も届かなくなる、あるいは本来聞こえるはずのない電波が聞こえてくると、ラジオが聞こえると、こういう現象が起きるわけです。

先ほど、課長は、木の葉の生い茂った状態などを含めて、それらが考えられると言いましたが、それもそのとおりですし、今、私が話した電離層の活動状況によっての電波の伝搬状態が大きく変わることもこれははっきりしていることなのです。ですから、契約書52条で定める契約不適合責任期間、これは成果物の引渡しの日から1年間請求することができるという瑕疵担保なのですよ。したがって、先ほど話をした設置後の引渡しを受けた後の点検がいかに大切かという

ことがそこにも表れてきているわけですから、このことをしっかりと重く受け止めて対応していただきたいというふうに思います。

ところで、このデジタル化更新工事の受注を受けたN E Cは、現在の受信障害、受信不能地区を解消する対策として、再送信施設あるいは簡易中継局の設置が必要であると、このような調査結果を町に過日提出したというふうに側聞をいたしました。現に、こうした中継局は、この工事の中で町内に3つ設置をされました。戸河内地区と上達谷地区、下達谷地区、合わせて3か所に電波が届かないから中継局をつくっています。そして、今回の14区を中心とする電波障害に対してもそうした中継局の設置が必要だと、望ましいということを町に提言といいますか、調査結果として提出をしたわけであります。

この、現在課題となっている受信障害が発生した理由というのが、発注者側に帰属するものなのか、それとも事前調査を実施した受注者側に起因するものかによっても、今後の対応が大きく変わってくるわけでございますが、この調査結果、いわゆる中継局が必要ですよという調査結果を受けた発注者である町としてどのようにこの報告書を捉え、対応しようとしているのかお聞かせください。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今おっしゃられた件につきましては、今回のデジタル化移行によりまして受信障害を解消する対策については幾つかございました。今行っておりますのは、受信の空中線の設置環境を配慮しまして、空中線高を上げるというような対応、こちらは、空中線の周囲に障害物が存在しない場所を選定し、設置工事を実施するというものでございます。

もう一つの対応といたしましては、戸別受信機と空中線間に簡易増幅器を挿入するというものでございます。こちらにつきましても、一定程度テスト的に上がっているというようなことを確認はしておりますが、ノイズが多い受信状況では効果がないということがございます。

そして最後に、根本的にこれを解消する手だてとしまして、簡易中継局の増設といったものが考えられるということで、こちらにつきましては、不感地域であります月館、赤羽根地域への無線回線ルートを変更するといったものでございまして、桜の森中継局からの電波を受信する、現在、直接今、受信しているものを、適切な場所に受信ができる場所を選定し、中継局を整備するといったような内容のものでございます。

こちらにつきましては、当面の対応を協議の中で示された案ということでございまして、正式には、今回の成果物の中で報告をいただいているものではございませんが、今の最初に申し上げた受信空中線の設置高を上げるという、5メーター程度上げて受信ができる最適ポイントを選定して、それでアンテナ設置で今回の受信の改善を行うといった対応をまず第一義として考えております。そしてまた、今後は、先ほどのモニタリングを踏まえて、それでもなおかつ受信状況が思わしくないといったような事態が発生した際は、まずはこの成果物としてこのような報告をしっかりと調査結果で、内容のものを受けまして、それを基に、モニタリングを踏まえて、今後不

干渉地域の解消がなされない場合は、こういった中継局を設置するということは必要になってくるとは思いますけれども、その設置費用の負担等の内容につきましては、現時点ではまだ、相手方もございますが、協議を行わなければいけませんが、現時点では新たに設置するとなれば、町の費用負担において設置するというふうなものというふうに認識はしております。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

いわゆるテクニックで受信障害を解消するのがベターなのか、それとも根本的な受信不能の改善のために取り組むのがベターなのかということなのですよ。今の答弁をお聞きしますと、中継局の設置については非常に消極的なのだなというふうに聞き取れるのです。

あの14区の不感地帯を解消するためには、滝の沢にある拡声屋外子局、ここからの再送信施設をつくるというのが最善なのです。ベターなのです。今、課長が答えられたように、そういう設備を設置するということについては、新たな支出が生じるということは、私も承知をしています。そこで、思い起こしていただきたいのですが、先般9月の決算総括質疑において、私はこの問題に対する質問をしています。その中で、町が答えたのは、各戸の、各家庭の受信状態を個別に確認して、受信に必要な環境をつくり出す対応と検討を進めているというふうに答えられた。それが、先ほど課長が答弁をしたアンテナの設置する位置や高さ、そういったものを探索しているということなのです。

それから、もう一つ言わされた、いわゆるアンテナと受信機の間に増幅器をつけると、俗に言う受信ブースターです、テレビなどによく使われています。あれは、やっぱりノイズも一緒に増幅をしますから、明瞭度が悪い。これは勧めることはできない改善方法なのです。そうすると、やっぱり残ってくるのは、まだ11件の解決ができていないという決定的な現状の中で、それを確実に受信障害を解消するためには、中継局を達谷や戸河内地区と同じようにやっぱり設置をすることが必要なのです。

当然のことながら、課長が言わされたように、新たな設備を設置するというのは財政支出が伴いますから、財政的な問題を何とかしなければならないというのがありますが、9月の決算の総括質疑の中では、こうも答えているのです。「総合計画及び財政計画を毎年見直す中で、このような緊急事態に対応する必要な予算を計上してまいりたい。」と、このように述べられました。さらに、昨日の同僚議員に対する答弁で、町長は、「財政的にマイナスとなつても、施策や事業を行っていくことは大事なのだ。」と、このように述べられました。

先ほども言いましたけれども、防災行政無線というのは、直接、間接を問わず、この平泉町民、住民の命という何物にも代え難い財産を町が責任を持って守ると、そのための大きな基になっているわけです。手段なのです。特にも、多くの受信不能がある地区の14区、ここは、防災マップを見れば分かるように、地滑り危険地帯がほぼ占めているわけですよ。そういうところでなおかつ受信ができないということでは、これは大変な問題が発生しかねない。そこが、先ほど私が言いました、町長の言葉を借りればあってはならないと、想定外のことがあつてはならないという

以前の問題、課題ではないですかと、このように述べたかったわけなのです。

そこで伺いますが、発注者である町として、今後、防災行政無線の完全なデジタル化移行、受信障害や受信不能が起きないという設備をしっかりつくるというそういう決意を披瀝してくれませんか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

そうですね、おっしゃられるとおり、今回の更新によって緊急時に受信ができないという状況はあってはいけないということでございます。したがいまして、先ほど申し上げましたけれども、受信ができない状況がもしあるとすれば、したがいまして、今回の工事完了後も安定的、継続的に受信ができる状況を確認し、もし万が一そういう状況にないといったような事態があれば、簡易中継局の設置ということも、そういう方向で検討するということになろうかというふうに思いますが、現時点では、今回の対応で受信できるものということで考えておりますので、現時点で設置するというようなところまではお答えするという、そういった形での答弁となりますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

そういうように答えたい気持ちは十二分に分かるのですが、やっぱり残された1か月と20日余りの中で、年末年始が入りますから、それを下回るのだと思うのですが、課長が言われた1月31日には成果物として受けるのだということの前提条件が担保されていないわけです、まだ。したがって、今取り組んでいる対策に全力を挙げることは至極当然のこととあるにしても、選択肢として、今、課長答えられたように、中継局の設置というものをしっかり考えていただきたいと。潤沢な本町の財政ではありませんけれども、中継局を1つ設置する、大体3,000万ぐらいで出来上がるのだろうというふうに思うのですが、3,000万円で町民の生命・財産が担保されるとすれば、これは安いものだというふうに私は思いますよ。ぜひ、そういう意味で真剣に考えていただきたいというふうに思います。

次に移りますが、何度も申し上げますけれども、防災行政無線については、災害時はもとより、平時においても町民に対する情報の伝達手段としては大きな役割を担ってきているわけです。資料で皆さんにお示しをしていますように、町内2,613世帯がある中で、今回のデジタル防災行政無線の戸別受信機の配布を希望した戸数というのは1,780世帯、パーセンテージはそこに書いてあるとおりです。希望しない世帯が833世帯、実に多いと、こういう状況になっています。そうした中で、町の防災マップと照らし合わせてみると、土砂災害特別警戒区域や洪水災害浸水想定区域内の住居にお住まいの家庭の配布は、提示した資料で見てとれる値となっています。これでは、危機管理上の大きな課題というふうに私は言えると思います。

そこでお伺いしますが、今回の防災行政無線更新工事の契約仕様書を見ますと、戸別受信機の

発注台数が2,496台というふうに世帯数よりもぐっと少なくなっています。質問は、町の地域防災計画の上からも全ての世帯に戸別受信機を配布、設置すべきではないのかというふうに私は思うのですが、いかがですか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

まず、おっしゃられるとおり、可能な限り町の防災対策上、戸別受信機の設置をしていただくということが望ましいというふうに考え、今回の提出された資料にもございましたけれども、希望されていない世帯もありましたので、こちらを除く配布予定数ということで、世帯数より戸別受信機の用意が少なかったということでございます。こちら、先ほど申し上げたとおり、令和3年度にこの工事が行われ、繰越しして本年度行っているわけですが、その前段階としての調査ということでございました。おっしゃられるとおり、最初にお話がありましたとおり、近年、予想をはるかに上回る形で災害が多く発生しております。防災マップ等も配布して、防災意識を高めようといろいろ町民に呼びかけている中で、防災行政無線の重要性についてもご理解いただくべく、今回、この配布を希望されていないというふうに過去に回答いただいた方にも配布はできるという旨、広報等、あるいは回覧板等で呼びかけたところでございます。

こちらにつきましては、本当になぜ設置を希望されないのかといったようなことは、個人の考えもありますし、例えばですけれども、音が夜間とかにうるさいといったような声も聞かれることもございます。実際そういう問合せもございますが、そういうことではなくて、やはり防災上の必要性について重ねて訴え続けていくことが必要ですし、ご指摘のありました土砂災害特別警戒区域内で、もし本当に危険なところに該当する方で設置されていないというような状況はないというふうに認識はしているところなのですけれども、もしそういうような状況があれば、個別に設置を呼びかけるような対応も考えなければいけないというふうに考えております。

防災計画には、そういう危険箇所のリストといいますか、名簿等もございますので、改めて確認し、そういう対応、設置をしていない世帯があれば設置を促してまいりたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

私は、今、課長が答えられた答弁で納得はしているわけですけれども、無償でこの戸別受信機の配布を受ける方、そして町からの情報を適宜、適切に受け取れる方と希望しなかったがゆえに配布を受けない、あるいは情報提供を受けることができないという方が生じるというのは、税金で買って配布をするだけに、税の公平性という観点から言って、やっぱり避けて通るべきだというふうに思うのですよ。ですから、課長言われたように、町が積極的に、特に防災マップ上の警戒区域内に居住をされている方々に積極的に個別に設置を呼びかけていくという考え方はずばらしい対応だというふうに思いますから、ぜひそれを進めていただきたい。

そこで、その考えの中にひとつ組み入れていただきたいのは、例えば上野台住宅、防災マップ上は3メートルから5メートルの浸水警戒区域だと、こういうふうになっていますよね。そこに総戸数64戸の部屋があつて、現在56戸の方が入居されているというふうに伺っておりますが、やっぱり住宅を町が賃貸している以上、そこに住んでいる方々の安全をしっかりと町が担保するという上からは、全ての部屋に戸別受信機を設置することが望ましいし、必要だというふうに考えますが、いかがですか。簡単にお答えください。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

上野台住宅につきましては、担当する建設水道課にも確認は行っておりますが、入居当初から戸別受信機の設置については了諾を得て設置されているというふうに捉えておりますが、それ以外の町営住宅とはまた違つて、比較的新しいということですが、そういうような状況でございまして、今回の更新に当たりましても全て行われているというふうな認識でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

分かりました。

それと、もう一つですが、防災行政無線とはシステムが異なる緊急通報システムの設置をされている家庭が町内に83戸あるわけです。それを、行政区別の数はお手元の配付した資料に示しておりますけれども、やっぱりここのところ、この83戸の中で今回戸別受信機の配布を希望しなかつたところがあるとすれば、それを重点的に手を差し伸べてやるということが必要になってくるというふうに思いますので、しっかりと受け止めていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

こちらの世帯につきましても、保健センターのほうと確認はいたしましたが、基本的には設置されているというふうに考えておりますが、万が一のこともありますので、そういった対応で確認作業を行うということで考えております。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

非常に前向きな答弁をいただいております。ぜひ住民が安心してやっぱり日常生活を送るために、身を粉にしてとは言いませんけれども、行政として最大限の努力をしていくということは極めて住民サービスの上からも大切な問題だろうというふうに思います。

そこで、時間が残り少なくなってきたので、簡単にお聞きをします。

先ほど、答弁で、情報発信ツールの活用などの検討を進めているということが言われました。

それはそれで結構なのでございますが、私は、令和2年の3月会議で、自治体災害対策費用保険に加入すべきではないかという提案をさせていただきました。町は、すぐさまこの保険に加入をしていただいたわけですが、対応していただいたわけですが、その際に、この自治体災害対策費用保険に加入することによって、この保険についている附帯サービス、無料で使うことのできるサービスとして、アラームサービスの利用ができますから、これも早急に検討してくださいというふうに提言をさせていただいたわけですが、このことについてはどのようにその後取り組されましたか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

ご指摘の件につきましては、現時点で、そういう対応はまだ行っていないというふうに認識しておりますが、再度確認しまして、内容を確認して、必要な、町にとって有益な形で進めたいというふうに考えます。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

私がこだわる理由というのは、いわゆる今回戸別受信機の配布を希望しなかった833世帯、この世帯に対する災害情報や警報などの情報提供手段というのをやっぱり並行して考えていかないやいけないと思うのですよ。であるがゆえに、町長答弁で触れられた、いわゆるスマホなどを活用した情報ツールと併せて、無料で使えることがはっきりしているわけだから、これをやっぱり大いに活用すべきだというのが発言をさせていただいた内容であります。

そこで、最後にお聞きをします。町内にある15の避難行動要支援者施設、それから浸水想定区域内に位置する8つの要配慮者利用施設、ここに対する新たな戸別受信機の配置というのは考えておられますか。いませんか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今回、これまで配布されていなかった事業所等にも配布は行っております。まず、この浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設は8つございますが、こちらにつきましては、それぞれ避難計画等を策定するということで、降水時の避難確保計画を町に提出していただいております。ということは、緊急時にちゃんと情報が伝達できるような環境を整えているということが前提になっておりますので、それ以外の福祉施設等につきましても、同様に、どういう場合にどういう情報があって、どういう行動をするかというのは、それぞれ施設でもつくっているかと思いますが、町の計画とすり合わせながら今後有事に備えていくといったことが必要であるというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番 (高橋伸二君)

法で定められた個別計画、それはそれとして作成しなければならないことになっているわけで
すが、それとはまた別に、町が指定をした区域ですよね、この防災マップで表している土砂災害
特別警戒区域だとか浸水想定区域というのは、ここは管理者としての町がやっぱり必要な情報を
提供する義務があるというふうに思うのです。ですから、今の課長の答弁は、ある意味ファジー
な答弁ですから、しっかりと必要な設備は設置をすると、いわゆる戸別受信機は設置をするととい
うふうにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長 (高橋拓生君)

岩渕総務課長。

総務課長 (岩渕嘉之君)

施設につきましては、リストとしてございますので、先ほど来申し上げましたとおり、今回の
更新の機会に受信がされているかどうかの確認を関係課と連携をしながら対応し、設置を促すと
いうか、設置していただくというご協力をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

議 長 (高橋拓生君)

これで、高橋伸二議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

議 長 (高橋拓生君)

再開いたします。

通告 7 番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

三枚山光裕議員。

6 番 (三枚山光裕君)

通告 7 番、日本共産党の三枚山光裕でございます。3つの項目について質問をいたします。

第1点は、新型コロナウイルス感染症「第7波」の検証と今後の対策についてです。

新型コロナウイルス感染症は、「第8波」と言うべき過去最多の拡大状況となっています。県
内で最多の死者数となった「第7波」の検証を町としてもしっかりと行い、感染防止策を講じるこ
とが重要だと考えます。

また、経済対策では、観光客も戻りつつある中で、町内事業者の意識の変化もあり、これまで
の対策の検証の下、今後の対策を講じる必要があります。町の考えについて伺います。

第2点は、物価高騰への対策についてです。その1つは、燃油や電気料の高騰への対策につい
てです。

新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、物価高騰が追い打ちをかけています。とりわけ、燃

油、電気代の負担は家庭、商工業、農業関係者や福祉施設など、今後一層負担が重くのしかかります。その認識と町の対応策を伺います。

物価高騰の2つ目は、肥料価格の高騰対策についてです。農業資材、肥料等の価格の高騰は一層深刻になっています。こうした状況を踏まえ、原油価格の値上げ、円安、ウクライナ情勢などの国際的問題にかかわらず、輸入に頼らない持続可能な取り組みが今こそ必要です。農水省は、化学肥料を減らす取り組みに対して、肥料代の一部を補助する内容の「肥料価格高騰対策事業」で農家を支援するとしています。この事業の当町での取り組みについて伺います。

第3点は、保育士の増員についてです。

保育職場の働く環境は過酷と言われています。「子供たちにもう一人の保育士を」という運動も広がっています。4、5歳児の国の配置基準は74年間も変わっていないといいます。保育現場の環境を改善するために、町立保育所の配置基準を見直し、増員をすべきだと思いますが、町の考えを伺います。

以上、答弁を求めます。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症「第7波」の検証と今後の対策についてのご質問がありました。

新型コロナウイルス感染症の第7波は、7月頃から9月頃までの2か月間、全国において猛威を振るい、当町においても多くの方が罹患し、特に若い世代の感染者が多い状況がありました。このような状況を受け、当町では町長をトップとし、全管理職を構成員とする新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を定期的に開催し、全国や県の感染状況や傾向を把握しながら対応策を講じてまいりました。町民への基本的な感染防止対策徹底の呼びかけや保育施設の休業措置のタイミングや、社会防衛としてのコロナワクチン接種の実施などについての検討もこの会議の中で行ってまいりました。また、県の対策本部委員会議での内容を確認しながら、一関保健所や近隣市とも連携しながら、感染防止対策に努めてきたところであります。

新型コロナウイルス感染症は、変異株などの影響もあり、現在も感染拡大が継続しており、町内においても感染者が発生している状況にありますが、今後も県や関係機関と連携しながら感染対策に取り組んでまいります。

次に、経済対策及び町内事業者への支援策についてのご質問がありました。町内事業者へのこれまでの支援策ですが、まずはプレミアム付き商品券「ひらいずみ応援商品券2022」を発行いたしました。町内経済全体の回復と活性化、町内事業者への消費需要促進を図るため実施し、発行総数の8,000セットを完売したところであり、現在多くの方に商品券による買物等で町内事業者を利用いただいているところであります。

また、「中小企業等経営支援金」につきましては、昨年度行いました経営支援金と同様に、コ

コロナ禍前と比較して売上げが減少している事業者を対象として、昨年度実施の支援金5万円に原油高騰対策分の上乗せを行い支援強化を図り、引き続き感染症対策と事業の維持、改善に取り組めるよう支援してまいりました。この結果、平泉商工会が10月に実施した「第5回新型コロナウイルス感染症に伴う会員事業者の影響調査」の結果を見ますと、過去4回の調査では一番影響を受けていたと思われる小売業、飲食業、宿泊業、サービス業は減少傾向が大幅に改善されるなど、秋の行楽シーズンの観光客が回復傾向である現状との相乗効果もあり、町内経済回復と活性化に効果が発揮できているものと感じております。

そして、観光需要の喚起対策として実施しました「団体旅行貸切りバスツアー支援」につきましては、団体バス旅行の需要喚起と町内経済への波及を図るため実施したところであり、「まちはく促進キャンペーン」につきましては、宿泊料金の割引により宿泊需要を喚起することを目的に実施いたしましたが、宿泊事業者からも好評の声と閑散期の対策としてのさらなる延長のご要望もいただき、11月補正において増額補正を行い、より一層の需要喚起を目指しております。

次に、物価高騰への対策についてのご質問がありました。

初めに、燃油や電気料の高騰への対策についてですが、燃油や電気料につきましては、経済活動の回復による世界的な需要の増加やウクライナ情勢、さらには円安など様々な要因によって高騰しており、各家庭や事業者の負担は大きく膨らんでいると認識しております。このことから、町では、各担当部署において関係者への直接の聞き取りや要望等を受けながら、非課税世帯や子育て世代をはじめ、農業者及び土地改良区、中小企業者、交通・運送・クリーニング・宿泊事業者、福祉事業者、学校給食、そして12月会議で補正予算をお願いしております水道・下水道会計への繰出金など多岐にわたって高騰分の支援を行い、その負担の軽減を図ってまいりました。今後も情勢を注視しつつ、町として対応が必要なものについては支援を検討してまいります。

一方、これから支援につきましては、国の地方創生臨時交付金をはじめとする国の支援がなければ、町の単独費だけでは今後とも継続して支援していくことは難しいのも事実であります。価格高騰対策は根本的な対策として国が行うべきものと考えており、県や町村会などを通じながら国に要望するとともに、国や県が行う支援がある場合には、町民の皆さんに周知し、その活用を促進してまいります。

次に、肥料価格高騰対策についてですが、岩手県においては、岩手県肥料コスト低減推進協議会がこの制度の受皿となっており、この協議会より申請方法や申請スケジュールなどが示されました。それを受けまして、この一関管内においては、「いわて平泉農業協同組合」、「一関農業改良普及センター」、「一関市」、「平泉町」及び「全農いわて県本部」を構成員とするいわて平泉施肥合理化推進協議会がこの事業の取組実施者となることが決定し、現在この協議会の事務局となっている、いわて平泉農業協同組合において申請事務を進めているところでございます。

平泉町地区の進捗状況としましては、12月2日、平泉営農経済センターにおいて各農家組合長を対象に説明会を開催し、併せて申請書の配布及び回収をお願いしている段階でございます。今後、12月27日を申請の締切りとして、1月中には岩手県肥料コスト低減推進協議会へ申請を行い、3月頃から支援金の交付が始まる予定となっているところでございます。町としましては、農家

回覧及び町ホームページを活用し周知を図っているところでございます。

次に、保育士の配置基準の見直しによる増員についてのご質問がありました。保育士の配置基準につきましては、厚生労働省の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に最低基準が定められており、その基準の考え方は、子供の安全と保障の質を担保するために保育士1人が何歳の子供を何人まで保育できるか定めた基準であります。保育所を運営するに当たっては、その国の定める基準を下回らないこと、常時2名以上の保育士を配置することが原則となっており、基準を満たさなければ保育所の運営は認められることとなっております。この国の配置基準は1948年から定められており、時代の推移とともに法令改正が繰り返されてきましたが、議員ご指摘のとおり、4歳児、5歳児の配置基準につきましては、今まで一度も改正されておらず、満4歳以上の幼児についてはおおむね30人につき1人以上の保育士の配置基準になっております。

時代とともに保育ニーズは多岐にわたり、保育の質の向上が求められ、保育士にかかる負担の増加も懸念されているところであります。本来、そのような状況を踏まえ、国では保育士の配置基準の抜本的な見直しに向けて早期に検討すべきものであると認識しております。そこで、当町の保育施設での現状は、少子化の影響などで入所している子供の人数は減少傾向にあり、保育士の配置状況としても、特に1人の保育士が配置基準として多くの子供を受け持つ4歳児、5歳児のクラスにおいては、国の基準を上回る配置ができている状況であることから、現時点では保育士の増員については考えていないところであります。

今後は、先ほど申し上げましたとおり、国の子育て政策などにも注視し、また、当町の出生数なども踏まえながら、保育の質と保育士が働きやすい環境が維持できるよう、常に保育現状を把握し、必要性に応じて検討してまいります。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

それでは、2回目以降の質問に移りたいと思いますが、今年最後ということですし、まとまりのついていない部分もあるかと思いますので、その辺は聞き上手になって答弁をお願いしたいと思います。

まず、感染症、新型コロナの感染症についてでありますけれども、昨日までの岩手県内では、これまで16万6,300人ほどが感染したと。そして死者は300人に上るという状況になっていました。とりわけ、やはり第7波、そして第8波と、今、その最中かと思いますけれども、なかなか感染力が大変な、大きなものだと思います。やはり、基本的にはいろいろ県の会議を受けたり、平泉町では、庁舎内の対策会議の中で状況を踏まえながら対応してきたという答弁だったと思うのですけれども、検証した結果何が必要だという点がなかったような気がします。いずれ、今後その検証を踏まえたその上での対策というのが非常に大事だと思うわけです。

幾つか聞きたいと思いますけれども、検証の結果、何か新たな必要な対策というのを見つかったのでしょうか。伺います。

議 長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

第7波につきましては、本当に多くの陽性者、感染者が出たところでありまして、町内におきましても多くの陽性者が出ました。そういう中で、それを検証して新たな対策というようなお話をしたけれども、やはり第7波のときには、町内だけではありませんが、会食ですとか、そういう人の動きですとか、そういうものも多くなつての感染者の多さだったのではないかなどというふうに私個人としては考えているところがありました。そういうところでは、県のほうでも対策のほうで、いわて安心認証店の推奨ですとか、そういうところも一生懸命やっていただいております。

町として、新たな対策というところはなかなか見つからないといいますか、考えつかなかつたといいますかですけれども、改めて、基本的な感染防止対策を常日頃から町民の皆様方にもお伝えをしながら、様々なイベントの中でも感染防止対策の徹底をとにかくしていただくように、町の対策本部会議の中でも情報共有をしながらやつていただいたというところあります。とにかく感染防止対策が大切だというところをお願いして行つてきました。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

平泉町役場というか、事業所としての対応といたしましては、やはり、今、センター所長が申し上げましたとおり、経済対策、経済活動を行い、事業活動を行いながらの感染症対策ということですから、まずは最新の国や県の情報を関係者、関係機関のほうに提供するということがまず挙げられます。あと、平泉町役場としては住民サービスを縮小することなく、継続ということがやはり重要でございますので、職員の感染には特に留意するわけですが、まず追加ワクチンを接種するといったことも、職員も含めて取り組んでおります。それから、対策の基本としまして、また新たに空気感染ということも注目されていますので、換気です。この寒い時期になりますと、どうしても窓を閉め切るというようなこともありますから、換気を行う。特に窓は2方向に開けて、片方は扇風機等を使って空気の流れをつくるといったようなこと、これらについても関係機関の皆様にもお知らせしながら、町民挙げてそういう感染症対策を行っていくというようなことをまず挙げております。また、職員の感染に関しても、感染だけではなくて家族等の感染による濃厚接触者となって出勤できない状況があった際に、リモートワークを行いながら、できる限り物理的なそういうものを解消するべく、事業の継続、滞らないように対応するということ。それから、できるだけ待機期間を短くするために抗原検査キットを活用しまして、特に職場内に感染の連鎖が起きて蔓延しないような、そういうようなことを併せて留意すべき点として、役場内のコロナ対策会議の中で確認を行っています。そしてまた、各学校とか保育施設につきましても同様に、保育の需要であるとか学びの継続といったようなこともございますから、最小の範囲で休校とか休園措置を行えるように、保護者の理解をいただきながら、この辺は、例えばそういう

う危険な状況があれば、保護者に一斉にお知らせして、休業期間をしっかりとお示しして、保育期間はいつからいつまではできませんのでご協力をいただくといったようなそういう丁寧な情報提供を行いながら事業を継続しておりました。今後もさらに国や県、保健所等から新たな情報がありましたら、それを用いてまた皆さんと情報共有とか、感染症対策の共通の認識を持ってこのコロナ禍を乗り切るというか、経済活動等の両立を図ってまいりたいことが重要だというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

2つばかり。

まず1つは、福祉施設は従来からクラスターということが広がっていて、今でも多いようありますけれども、町内の学校でこの頃よく学級閉鎖というようなことも耳にします。実際、この町内では、学校での感染状況というのは、従来と比べて広がっているのでしょうかというのが1つ。

それから、町内の感染経路、あるいは感染要因は分かっているのかという点です。今の総務課長の答弁にもありましたけれども、感染要因というのはいわゆる接触感染、それから飛沫感染、空気という、その辺はいろいろ重ね合う部分というのか、いろいろあるのだろうと思うのですけれども、つまり、飛沫感染が多いというふうに私は認識していますけれども、そういった点では飛沫感染が多いのかどうかというのは、そういうのは分かるのかということなのですが、いかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

それでは、ただいま学校の感染状況というようなところでのご質問かと思いますが、学校につきましては、9月以降一旦収まったというような状況があったのですが、11月に入りまして、手元に資料がないので、何名感染したかというのははっきり申し上げることはできませんが、いずれ平泉中学校では、まず初めに3年生が11月の中旬のあたりから感染が始まってというようなところで、下旬のあたりにまず中学3年生を一旦休業措置を取ったというようなところでございます。それで、3年生の休業措置の最中に、今度は2年生、1年生というようなところで感染も広がってきたというようなところで、学校全体を閉鎖したというような状況でございます。

それから長島小学校でも、たしか学年が5年生だったかと思いますが、感染が拡大してきたというようなところもございまして、その学年を閉鎖したというような状況でございます。平泉小学校につきましては、感染している児童はいるものの、学級、学年等の閉鎖までには至っていないというような状況でございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉平泉幼稚園長。

平泉町立幼稚園長（千葉真由美君）

平泉保育所についてなのですけれども、11月29日から12月3日まで、平泉保育所の1クラスが学年の閉鎖を行いましたが、現在におきましては感染は広がっていなく、陽性者の報告はありません。

以上です。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

感染経路といいますか、飛沫感染とか空気感染というのも考えられるというようなお話がありましたが、コロナに関しましては、主にはやはり飛沫感染が多いのではないかというふうに感じております。しぶきといいますか、そういうものが対流して、そしてほかの方が吸い込むことによっての感染が多いのではないか。ですので、換気の重要性ですとか、あとはマスクの着用ですとか、パーテーションの使用など、そういうところの対策が講じられているのだと思っております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

今の答弁でもありましたし、去年のあたりからいわゆる接触感染より飛沫感染が大変だということがありました。アメリカの大学の研究でも、感染された方が入院したその部屋で、触ったりするそこから検体をとってやってみても、いわゆる、それほど広がる性質のものではないと。0.3%というたしか数字があったと思うのです。そういう点では、飛沫感染への対策という、もちろん接触感染も従来の手指消毒とか、手洗いとか当然のことです。リスクがどちらが高いかというだけで、それが感染の要因にならないということではないので、それは大事だということでありますけれども、そういう点では、やっぱりこの飛沫感染に対して、先ほど答弁にもあったとおり、冬場で部屋も閉め切るという状況の中ですから、情報を伝えるという答弁あったと思いますけれども、そこの徹底が非常に大事なのだろうと思うのです。

そういう点で、また同時に発生した場合の、先ほど、学校のほうの答弁もいただきましたけれども、いわゆる広げないという点での抗原検査キットは十分間に合っているのか。それから、金額的にも安いものではないこともありますけれども、積極的に使うような状況になっているのか伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

高齢者施設等での抗原検査キットの状況につきましては、具体なところでは把握はしてございませんけれども、町から高齢者施設及び障害者施設に、感染拡大防止の目的のために抗原検査キ

ットを配布させていただきました。当初は、1施設2箱とか1箱とかそういうような数少なくお渡ししましたけれども、補正予算で予算確保いたしまして、600キットを今回改めて高齢者施設、障害者施設のほうに配布をさせていただいたところでございますので、そういうものも活用しながら、また、施設のほうで準備しております抗原検査キットも活用しながら、施設内での感染防止対策に努めていただければと考えております。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

いずれ、飛沫感染ということの認識があつて、そういう立場で対策を取られているというふうに認識しました。やはり、今後、防災無線とか、あるいは広報とかで、やはり、私もですが、なれというのもやっぱりあるのだろうと思うのですよ。結構、隣近所だったりすると、ややもするとマスクをしていない方がおられたり、そんな部分もあるわけです。やっぱり、そういう点ではそういう注意喚起、改めてしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

住民の皆様への周知、感染防止対策のいま一度の徹底のお願いのところですけれども、12月広報のほうに、コロナだけではなくて医療機関のほうでの様々な医療提供体制への特集ということで載せさせていただきました。それと併せて、一関保健所からのコロナの感染防止対策の徹底ということで周知のお願いがございましたので、それも併せて掲載をさせていただいたところです。

それから、防災無線等につきましては、今後、年末年始も迎えますので、防災無線等でも呼びかけを行つてまいりたいと考えておりますし、それから、新聞等でもお知らせをしてございますが、一関市、平泉町で年末年始の、症状のある方に限りますけれども、抗原検査キットの配布等も考えてございますので、そういうのも併せて防災無線等でも周知をしていきたいと思っております。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

十分認識され、対応のほうも考えられているというふうに思いましたので、経済対策に移りたいと思います。

町と議会のほうに、平泉商工会から第5回の新型コロナウイルス感染症に伴う会員事業者の影響調査というのがありますて、いただきました。非常にこの検証といいますか、町がいろんな施策も講じてきたと。経済施策というか、そういう点でも非常に参考になるものだというふうに思いました。ですので、この報告書を参考に幾つか質問をしていきたいというふうに思います。

1つは、問10というのがありますて、ここは新型コロナ感染症に関連した各種支援施策の活用状況というのが一覧になっていまして、27でしたか、あります。国とか、金融機関とか、県、平

泉町の事業というのが入っていました。ここについてです。例えば平泉町の「中小企業等経営継続支援給付金」10万円があります。これは、この表によりますと、46.8%の事業者、商工会の会員の方が利用したということになっているようあります。もちろん、これは収入の減少とか、そういったのによってですから、これが高いとか低いとか単純なものではないわけです。そこで、町の財政というか予算措置との関係なのですけれども、この数字というのは多くの方が利用されたというふうには私は思います。それで、この事業については、9月と11月で減額補正されました。その予算規模からいくと、71%の実績です。

一方で、ここにはなかったかと思うのですが、石油高騰対策運送事業者支援金というのがありました。これも9月、11月に減額補正されまして55%の実績。これがいいとか悪いとかということを言っているわけではありません。新型コロナ対策ということで初めての取り組みの中で、やっぱり多くの人に支援が行き届くとか、それから早く届くというようなことから、暗中模索といいますか、模索の連続ということだと思うのです。だから、そういう点ではある意味うまくいかないといいますか、利用されない仕組みがあったりというのはあるのだと思うのです。それはしようがないことだというふうには理解します。

いずれ、こっちのほうは55%実績ということになっていて、ちょっと低いかなと思うのですが、この辺はどういうふうに捉えているのか伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

今の経済支援についてのご質問がありました。まず、商工会のほうで10月に実施しました新型コロナ感染症に対する影響調査というところでございますけれども、国・県・町のほうでいろんな支援策を講じてまいりました。町でも、4月から順次スピード感を持って実施をしたわけですが、その中の今年度実施しました「中小企業等経営継続支援給付金」10万円の分でございます。町内事業者について、国のセンサスのほうで280事業者あるというふうに統計上なってございますけれども、ある程度昨年の実績等も踏まえて、申請率も考慮しまして予算措置をしていましたところでございます。その結果、280事業者のうち、実績としまして123事業者掛ける10万円ということで、1,230万の実績ということで支援をしているところでございます。その結果、さっき議員のおっしゃったとおり、9月補正、11月補正で380万ほどの減額ということで、実績として71%になっております。71%の当初の予算からの割合となっております。

あともう一つ、「原油高騰対策運送事業者支援金」というところでございますけれども、これにつきましては、当初17事業者ほどを見込んでいたと思うのですけれども、実績としまして11事業者ということになっております。これは、上限を30万円として、実際使用した燃料掛ける10円というところで、大きな会社であれば上限の30万円に達するわけでございますけれども、そこまで燃料等を使っていないというところは5万円とか10万円というところもありました。その結果、予算が510万円ほどだったのですけれども、実績として230万円ということで、55%の実績となっているところでございます。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

このアンケートの最初の問い合わせが、この新型コロナの関心などの調査になっていて、業種別、建設業とか、製造業とか、そういった問い合わせがありました。それで、商工会としてということなのでしょう、50%回答が減って関心が薄れてきた感じがするとしていました。優先して支援が講じられてきたサービス業は高かったとか、反面、飲食業は初めて50%を割ったと、下がったというふうに記しておりました。コロナ対応の施策が少ない建設業と製造業の回答率が高い結果ということで、今回は、これは原油高、物価高騰の設問の関係だろうというふうにも記していました。

そういうことで、私の最初の質問で、この状況の変化というのはこういったことなのでから、こういった現場といいますか、実際に事業者さんの声というのをしっかりとこれは捉えているわけですし、そうしたことから次の支援策を取り組んでいくことが重要だということで聞いたわけであります。

それで伺いたいと思うのですが、設問の6に、現在の状況が続いた場合、何か月の決済資金を心配されるかということです。仕入れ、各種給与の支払い、借入金返済などあるわけですけれども、6か月、1か月、2か月、3か月とあるわけですけれども、6割が半年先ですよ。今、12月ですから、新年度にかけてというところ。そして、1年というところになるともう7割を超えちゃうというところで、非常に関心は薄れたり、業種によっては、多分観光客も戻ってそれなりに売上げも回復してきた。しかし、いわゆるゼロゼロ融資です、無利子無担保、こういうものの返済がやはり迫ってくる中で非常にこれは不安だという話がありました。商工会の話を聞きますと。こういう状況なわけです。

今、新年度の予算の編成の時期だと思うわけです。ですから、今までいろんなことをやって、今度の12月も出ていますけれども、今後、そういったところを見据えた支援策というのは今どのように考えられているか伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

商工会のアンケートの中で、今、議員おっしゃったとおり、今後4か月から6か月このような状態が続いた場合は、非常に厳しいという回答をいただいているのが3分の1というふうな結果が出ております。ゼロゼロ融資という話がございましたが、当町におきましては、令和2年度に融資をしております。これまでずっと融資はしているのですけれども、令和2年度につきましてはゼロ金利、利子がゼロです。あと保証料もゼロということで、全て町が補填していると。ただ、その返済について既にもう始まっておりますので、事業者の中には、借換えとか、あとは追加の融資というのもあるかというふうに思います。詳細についてはまだ分からぬのですけれども、ということで、又借りとか元金の返済ということでこういった結果になっているものと

いうふうに推測ができるところでございます。

観光客の話もありましたけれども、昨年と比較しますとかなり観光客の伸びもありまして、今後も年末年始、あとはインバウンドの期待もあるわけでございます。いずれ、今後の観光客の入込み状況、もしくはそういう町内の事業者の経営状況等を勘案しながら、いろんな支援策というものは講じていきたいというふうに考えているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

当然、多分各課にも行っているのだと思うのですが、やはり庁舎内でもこういった情報なども共有していただきながら、いろいろ知恵を出しながら対策を講じていただきたいと思うわけであります。

それで、1つ提案というのがありました。実は、このアンケートの中に、感染した場合の事業者、国保のようすけれども、その支援策といいますか、それがなかなかないと商工会でも話していました。問の11、9番目の「経営者等が感染したことに伴う休業補償」という要望が23.9%と高い。数も23なので結構あるのだという話を伺いました。そこで、国保の世帯になると思うのですけれども、傷病手当というのが、いわゆる従業員とか一般的な人はいいのですけれども、いわゆる経営者は対象になっていないようです。私もにわかにいろいろ調べたわけですけれども。それで、これを今日、提案ということになりますから、少し研究していただいて、これを事業者、事業主にできるようにしてもらえないかという相談であります。

それで、これは昨年の3月の国会の中で答弁もありまして、首長の専決で自治体としてそこまで広げるという仕組みでやっているところが全国にありました。全国に、1つは傷病手当の対象が9つぐらい、それから一時金、見舞金をこうした事業主に広げたところもやっぱり同じくらいありました。岩手県内には、住田町と陸前高田市が実施していました。住田町は、プロイラーの方が多いということで、いろいろ要望があって、議会の側で取り上げて実施したと。陸前高田市は、その話を職員の方が聞いてこれを決めたということ、非常に陸前高田市は漁業者も多くて、非常に助かっているという話も聞きました。そういう点で、ここはいろいろ、それをずっと延長してまだやっているところもあるようですけれども、そういったところをぜひとも取り組んでいただけないかということですが、いかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祐君）

国民健康保険の被保険者に係る部分の傷病手当の関係のご質問かと思いますが、これにつきましては、国民健康保険の条例改正を令和2年の6月会議でさせていただいて、条例改正の内容につきましては、国の財政支援の対象となる方に準じて改正をさせていただいたところでございます。

今、議員おっしゃったとおり、その改正内容につきましては、国の財政支援の対象になるのは

あくまでも被用者だというようなことで、事業主に対しては国の支援は対象外だというふうな内容になっておりました。今、そこでご質問があったところ、私も承知しているところでございますが、今、全国で事業主も対象にそれぞれの自治体で条例改正をして、さらに財政負担も市町村でしている市町村が全国で、10月24日時点での情報を得ましたが、全国で16市町というふうなことで把握しております。これにつきましては、国の財政支援も、今は青色申告、白色申告関係なく申請することができる内容になっておりましたので、本来であれば国は財政支援をするべきだと思いますが、この状況につきまして、まず周りの市町村、近隣市町村、全国の動きを見ながら今後検討していくというようなつもりでおります。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

これは、コロナ感染症ということになるのですけれども、知り合いの、町内ではありませんけれども、やはり学校で子供が感染して、2週間商売できなかつた、大変だという話を聞いて、そのところではこの仕組みはつくられていないわけでしたので、やはりこういうことがあると非常にいいなという話もされていますので、ぜひ今日提起したところですから検討していただいて、いい方向に進んで、確かに財政問題はあるわけですが、そういう点では国保の会計もそれなりにということでしょうから、本当に実施の方向に向けて努力をいただきたいということあります。

全体として、経済対策については、先ほど感染症の話もしましたけれども、やはり昨日の答弁でも、観光客が来ても土産物が売れないという、真籠議員の質問の中ありました。どうしても、こうした状況ですから、なかなか店に、外に出ないと、それから金額も少ないというようなこともこのアンケートの中には出ていました。そうすると、さっき飛沫感染という話をしましたが、やはり改めてきちんとそういった飲食店など、今、どういう状況になっているか私も承知していませんが、当時いろんな感染対策への支援もありましたが、状況を正しくつかんでいただいて必要な支援をして、安心して町内で経済活動といいますか、食事したり、そうした状況をつくっていけるようにしてほしいと思うわけです。

それと、物価高騰についてですけれども、やはり先ほど言ったとおり、燃油、電気料、この辺がやっぱり心配、大変だと。電気が3割、一般家庭も来年の4月で東北電力は申請しているようありますけれども、こういった点での支援も引き続きしっかりとやっていただきたいと思います。

肥料の問題に移りたいと思います。この国の支援の申請締め切りは27日ということのようですが、これども、これはどのくらいの農家になる見込みなどというのは、現時点で分かるのでしょうか。伺います。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

正確な数字というのは把握してはおりませんけれども、水稻作付農家であれば、自家消費の農家を含めますと800世帯ほどございます。ただ、園芸のほうについては、現在数字のほうはちょっと把握していない状況でございます。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

当初は、5軒というのか5戸というか、5つだったかまとまらないと申請できないというので、ここはいろいろ世論というのがあったのですが、先ほどの答弁で農協なり、あるいは肥料販売店なんかでもそこでまとめればいいということなので、ハードルは5軒集めなくちゃいけないなどということはないということであります。

それで、こういうメニューがあって、土壤診断とかあるいは堆肥の利用というのを2つの項目に丸つければいいということで、かなりそれは利用しやすいのではないかなというふうに思います。それで、いずれ説明会もしたというので、その辺は徹底になっているかと思うのですけれども、この肥料設計なり土壤診断というのは、今どういうふうに、農協だと思うのですが、なっているのでしょうか。伺います。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

土壤診断、それから生育診断につきましては、JAいわて平泉のほうで広域的に取り組んでいるというような状況でございます。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

ということで、せっかくこういう制度を国でもつくったわけですから、積極的に、そして丁寧なといいますか、多くの方が支援を受けられるようにしてほしいと思いました。

そこで、やはり化学肥料の問題なのですけれども、今の経済状況、輸入に頼るというような状況の中で、当然大変になってくる、高くなっているというふうに思うのです。その後、持続可能なといいますか、国内でどう賄うかというのも大事なことだと思うのです。単純に今のロシアが起こした戦争に限らず、中国とかそれからインドなどは、人口も増えていて、肥料の需要が増えていくということです。そうなると、食料不足との関係もあって、肥料需要はどんどん増えていくと。化学肥料。そうなると、この状況というのは一時的なものではないということだと思うのです。そうなると、いわゆる堆肥の利用というのは、町内も酪農家1軒、畜産も少ないという中で、そもそも量は少ないかと思うのです。ただ、そういった方向をやっぱり目指していかないと、持続可能ということにならないと思うのですが、その点ではどういうふうに今、考えているのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

輸入に頼らない持続可能な取り組みということで、堆肥の利用というのは大変いい取り組みだというふうには感じておりますけれども、議員おっしゃるとおり、町内の畜産農家というのは限られておりますので、量的な問題ということから考えれば、町内全体で取り組んでいくというのは難しいような気はいたしておりますけれども、近隣の一関市、それから奥州市などとも、そちらのほうも結構畜産農家というのはありますので、そういった部分も活用できるかどうかというところを含めまして、今後研究をしていかなければならないものと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

9月議会終わって、青木町長と話をさせていただきまして、肥料のことを9月会議で質問してあったと思うのですが、それで、青木町長も堆肥の利用ということを言わされました。私、そのときは、とはいっても、みたいなことを言ったと記憶していますが、そういう点では、青木町長もよくご存じだと思うので、そういった立場で、ここは本当に研究と今、話が出ました。やっぱり積極的にやっていくというのがSDGsですか、やはりこれからの持続可能な社会のためには大事だという点ですので、本当に本気になって取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますけれども、保育士の問題であります。

答弁のとおり、74年間変わっていないという話でしたが、実は1歳児、2歳児、3歳児の配置基準、この辺も1965年に改定されてからもう55年間変わっていないと。今、3歳児だと20人に1人、1歳児、2歳児で6人に1人となっていました。それで、小泉内閣かなんかのときにいろいろ改革が行われて、当時、保育所自体は待機児童解消ということで、2000年の2万2,200箇所から2019年には2万3,000箇所と、1,200箇所ぐらい増えている。一方で、公立は、2000年の1万2,700箇所から2019年には4割りぐらい減っているのかな、という状況なのです。こども園とかいろんなのがあったり、財政措置の問題も交付税措置、減ったという。こういう中で、平泉町が2つの保育園、そして幼稚園と持つてやっていることは、私はすごくすばらしいことだと思うのです。

答弁にもありましたとおり、今現在、確かに子供の数が少ないから、30対1とか20対1という話をしましたけれども、実質はそんなになっていないよということは私もお聞きして、承知していました。そこで、ここ1週間ほど、いわゆる保育士の暴行問題というのがあつて、ここには無縁なのだろうと思うのです。ただ、帝京大学の教授の方、自分でも認可保育園をやっている方が話していました。やはりこれはどこでも起き得るリスクなのだと。というのは、保育所は子供を保育するというところと、それからそこで働いている人、保育士さんも含めて、労働者、働くという2つの側面がある。以前に公務員の中でも、一般の公務員は1%から3%、国家公務員と地方公務員だったか、辞める率とあるのだけれども、保育士は7%だという話をしました。そういう

った働く環境にあるということなのです。ですから、そういう点では、スウェーデンとかあちらのほうは、イングランドですか、13対1とか、そこに比べるのは単純ではないと思います。ただ、そういう方向を目指して取り組んでいきたいし、もちろん、今後も、この現状、公立のまま維持していくものと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

配置基準のことについてのご質問だと思いますが、まず、現状につきましては、平泉保育所につきましては、今、12月1日現在、101人の子供たちが入所しています。4、5歳児につきましては、国の基準30人に1人の保育士の基準になっていますが、現時点では、4歳児は20人に1人、それから5歳児については22人。同じく、長島保育所につきましては、現在64人の入所者数、それに対して4歳児は12人に1人、5歳児については11人に1人という状況です。当然、これは少子化問題も含めまして、子供出生数が少ないことから、子供はこれから減少していくのだろうと思われます。

一方で、先ほどお話が出ましたが、今、保育所関係に限らず、児童虐待の問題は相当出ています。1人の保育士が見る子供、年少であれば、未満児であれば相当手がかかりますが、ある意味、4歳児、5歳児につきましては、もしかすると子供の自立なども促していかなければいけないと。しかしながら、なかなかそこが進まないことにより、保育士の先生が30人、20人を見るのが大変な状況にあるのではないかと思いますが、これらを含めて家庭での問題もあると思いますので、家庭でのやはり子供の自立なども促しながら、あくまでも保育所も、保育という部分もありますが、集団生活の中に基準を置きながら、これからも質のある保育の向上に努めてまいりたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

先ほど、帝京大学の元教授の村山さんという方でありますて、やはり特別な園で起こったことではなくて、どの園でも起こり得るリスクがあるのだと言っていましたし、やはり保育士が余裕を持つことが大事なのだということだと思うのです。そういう点で、それは単純に、今はそんなに30人とかそういうことではないよという、それは知っていましたけれども、そういう立場だけでなく、やはりそういう保育環境をよくするというのは子育て支援になるものでありますので、取り組んでいただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は、12月15日午前10時から行います。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時00分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高橋拓生

署名議員 千葉勝男

同 升沢博子